

第1号議案

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成25年2月定例府議会提出に係る次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成25年1月16日

大阪府教育委員会

(事件議決案)

不当労働行為に係る中央労働委員会の命令の取消請求に関する訴えの提起の件

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

件名	概要
不当労働行為に係る中央労働委員会の命令の取消請求に関する訴えの提起の件	講師の平成23年度の任用を求める団体交渉に応じなかったとする大阪府不当労働行為事件に関し中央労働委員会がした命令を不服として、その取消しを求める訴えを提起するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

中央労働委員会の命令の取消請求(提訴)について

事件の概要 ※12月教育委員会会議の第1号議案(事件議決案)と同種事件

教職員等を中心に構成する混合組合からなされた労働組合法(以下「労組法」という。)に基づく団体交渉(以下「団交」という。)申入れに対し、府が交渉に応じなかったことが、労組法で禁止される不当労働行為に当たるとして当該組合が労働委員会に救済を申立てたもの。初審である大阪府労働委員会は、申立人の主張を認めず、それを不服として申立人が、中央労働委員会に再審査申立てを行った。

※ 混合組合：地方公務員法(以下「地公法」という。)の適用される職員と労組法の適用される労働者を構成員とする組合

※ 団交申入れの内容：常勤講師・非常勤講師である当該組合員の雇用継続(平成23年度の任用)要求(12月教育委員会会議の事件は、平成22年度の任用を求めたもの。)

《府が交渉に応じなかった理由》

- ① 当該組合は、地公法上の職員団体であること。
- ② 任期満了者を再度任用するかどうかは、管理運営事項であり、交渉の対象でないこと。

《中央労働委員会の判断》

「地公法が適用される常勤講師に関する申立ては却下するが、労組法が適用される非常勤講師の再度の任用は新規任用の繰り返しではなく、実質的に雇用継続であり、当該申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に該当する。」

⇒ 府の行為が不当労働行為と認定され、組合に対し、謝罪の文書の手交を命じられた。

労働組合法(抜粋)

(不当労働行為)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

(労働委員会の権限)

第20条 労働委員会は、(略) 不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。

対応方針

- ・ 裁判例では、地公法上の職員団体たる法的性格の混合組合には、救済申立資格がないと判示している。(労働委員会の判断と異なる。)
- ・ また、個別の任用は、自治体が自らの判断と責任において処理すべき事項であって、職員団体(組合)との交渉により決定、処理すべき事項ではないことから、本件命令を受け入れることはできないため、司法判断を仰ぐ。